

網 監 査 第 25 号

令和 3 年 11 月 11 日

網 走 市 長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 井戸達也様

網走市監査委員 藤原誉康

網走市監査委員 平賀貴幸

定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 3 年度に実施した定期監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和3年度

定期監査結果報告書

網走市監査委員

## 令和3年度 定期監査結果報告

### 1. 監査の対象

- ◎市長部局
  - 企画総務部 職員課
  - 市民環境部 戸籍保険課
  - 健康福祉部 社会福祉課、健康推進課
  - 観光商工部 観光課、商工労働課
  - 農林水産部 農林課、水産漁港課、
  - 建設港湾部 建築課、港湾課
- ◎教育委員会
  - 学校教育部 学校教育課
  - 社会教育部 社会教育課、スポーツ課、美術館、図書館、博物館
- ◎水道部局 営業経営課、上水道課、下水道課
- ◎その他部局 会計課

### 2. 監査の期間

令和3年4月14日から令和3年10月22日まで

### 3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康  
網走市監査委員 平賀 貴 幸

### 4. 監査の対象年度等

令和2年度を対象年度とした。なお、事務に関連する場合は、令和元年度及び直近事務の一部も対象とした。

### 5. 監査の主眼

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る財務に関する事務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼として、予算の執行状況のほか、財産及び物品の取得・管理状況、委託業務等に係る契約事務、公金及び現金の取扱い状況（市職員が経理を担当する団体を含む）、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、対象部局から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ現地の確認等を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

財務に関する事務の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部において、次のような改善等を要する指摘事項が見られた。

## 指 摘 事 項

### 1. 契約事務の適正な執行について

(1) 物品購入契約において、次のような不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

- ① 予定単価により算定された総額の比較で契約者を選定する随意契約としていたが、契約見込み総額が明示されておらず、随意契約とする根拠が不明。
- ② 2,000 万円超の契約見込み総額と思われる案件にもかかわらず、見積合わせ記録がなく、予定価格調書のないまま、複数の事業者の見積合わせが行われていた。

なお、予定価格を単価で定める場合、予定価格調書省略の可否、指名委員会開催の要否、金額に応じた決裁権者の専決区分等については、予定単価に想定数量を乗じた「見込み総額」をもって判断すべきものとする。

また、本件に関しては、契約額が多額であり、契約品目が複数あることなどから、分割案件による入札、複数単価契約による業者選定等、契約方法について十分検討し、経済性を考慮した契約方法を選択する必要があると考える。

【健康推進課】

(2) 複数の物品購入に係る契約事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

- ① 予定価格が「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号」に基づく「別表第五」に定める額を超えた随意契約の事例が見られた。
- ② 指名委員会を必要とする事案であるが、開催記録が無かった。
- ③ 1 者随意契約を理由とする法令根拠の記載内容に誤りがあった。

【観光課】

### 2. 補助金の適正な執行について

補助金等交付事務において、次のような不適切な事務が見られた。「網走市補助金等交付規則」等を遵守し、補助金の適正な事務を執行すること。

- ① 補助事業者は、事業が完了したとき、また、市の会計年度が終了したとき、速やかに関係書類を添え実績報告書を市に提出することになっているが、提出時期が遅れていた。
- ② 実績報告書を受けた後、補助金の額を確定し、通知することとされているが、その処理がされていなかった。

【博物館】

## 指 導 事 項

### 1. 契約事務の適正な執行について

清掃業務委託契約において、「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号」の規定により特定随意契約を行う場合には、「網走市契約に関する規則」及び「網走市特定随意契約の公表に関する要綱」の規定に定める公表等の手続きを行うこととされているが、告示、公表がされていない契約事例が認められた。

また、相談支援業務委託契約において、予定価格を設定していない契約事例が見られた。例年同じ額であるためとの説明があったが契約事務のうえでは、人件費の単価等、契約額の根拠となる予定価格の設定・根拠の明示は必要と考える。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。

【社会福祉課】

## 検 討 事 項

### 1. 適正な債権管理について

就学資金貸付金の未収金対応について、相手方の事情により多様なケース対応と難しい判断が見込まれるが、負担の公平性を担保するため、必要な事務手続き、確認作業を計画的に行うなど、効率的な取り組み方法について検討されたい。

【学校教育課】

### 2. 市職員が担当する任意団体の会計事務について

市職員が担当する任意団体の会計事務において、収入・支出を行う際に命令書等による承認を受けずに処理されていた。

市職員が事務及び会計に関わる任意団体は、地方自治法や市条例等の適用を受けることがなく、各種の事務処理は、団体独自の判断に委ねられることになる。しかし、市職員が団体の事務に関わっている以上、事故・不祥事が発生した場合、公金の場合と同様に市の信用失墜につながる事となる。

公金が含まれない団体の経理事務においても、市が経理を任されている限り、市の基準に準じた適正な事務処理の執行に努められたい。

【美術館】

### 3. 契約事務の適正な執行について

除雪業務委託に係る契約事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。

- ① 予定価格が明記されず、予定価格の根拠となる資料が不明。
- ② 30万円以上の契約見込み額であったが、予定価格調書が作成されていなかった。
- ③ 指名委員会を必要とする事案であるが、開催記録が無かった。

【博物館】

## その他意見

上記指摘等事項とは別にその他監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

- |         |      |
|---------|------|
| 1. 注意事項 | 2 件  |
| 2. 意見事項 | 11 件 |
| 3. 要望事項 | 2 件  |

## 8. 監査結果に関する意見

監査結果に記載のとおり、契約事務、補助金等交付事務等において改善を要する事例が見受けられた。

その要因として、関係法令や制度の認識不足、誤ったままの前例踏襲による事務処理や単純な事務処理誤り、チェック体制の不備などが考えられる。

適正な事務を執行するためには、関係法令等に関する職員の知識の習得と理解が不可欠である。また、事務処理誤りを防ぐためには、日頃より事前に予防する体制が重要であり、複数による確認体制づくりが重要となる。

今回の監査結果等をあらためて認識したうえで、同様の指摘事例が発生することのないよう、適正な事務執行について、管理監督者の確認・指導を徹底されるとともに、円滑で効率的な業務執行が図られることを望むものである。

網 監 査 第 30 号

令和 4 年 1 月 25 日

網走市長           水 谷 洋 一 様  
網走市議会議長   井 戸 達 也 様  
網走市教育長      岩 永 雅 浩 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 平 賀 貴 幸

定期監査（学校）の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 3 年度に実施した定期監査（学校）の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和3年度

定期監査結果報告書  
(学校監査)

網走市監査委員

## 令和3年度 定期監査（学校）結果報告

### 1. 監査の対象

◎教育委員会

○学校関係 南小学校、潮見小学校、第一中学校、第三中学校

### 2. 監査の期間

令和3年10月29日から令和4年1月21日まで

### 3. 監査執行者

網走市監査委員 藤原 誉 康

網走市監査委員 平賀 貴 幸

### 4. 監査の対象年度等

令和2年度を対象年度とした。また、事務に関連する場合は、平成31年度以前の実績等も参考とした。

### 5. 監査の主眼

会計や財務、備品等の使用及び管理に関する業務の執行について、適正かつ合理的、能率的に行われているかという点を主眼とし、各会計の状況、財産及び物品の取得、使用及び管理の状況、公金及び現金の取扱い状況、諸帳簿等の整備状況等について監査を実施した。

### 6. 監査の方法

監査にあたっては、学校教育課を通して関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、関係職員より事務事業の執行状況及び内容について説明を受けるほか、必要に応じ監査当日に現地確認を実施するなどの方法により監査を行った。

### 7. 監査の結果

会計事務及び業務管理に関わる監査項目の執行状況については、概ね適正に処理されていることが認められたが、一部の学校に対して監査意見として、口頭又は文書による指導等を行った。

1. 注意事項 1件